

石巻市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10号の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成22年12月2日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 高橋健治

- 1 監査対象部門 病院局
事務部、石巻市立病院、石巻市立雄勝病院及び石巻市立牡鹿病院
- 2 監査期間 平成22年10月18日から平成22年11月26日まで
- 3 監査対象範囲 平成22年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営（平成22年9月30日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成22年度の一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。
- 6 監査意見 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。

指 摘 事 項

(法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項)

対象部等	不適正事項							
	項目	内 容						
石巻市立病院 事務部門総務課	行政財産目的 外使用料	<p>石巻市立病院におけるガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>石巻市立病院行政財産目的外使用料規則に基づき適正に算定されたい。</p> <p>なお、ガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る目的外使用料の算定は、平成10年の石巻市立病院の開院時に、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準(以下「市算定方法」という。)と同様の方法(1平方メートル当たりの仮固定資産評価額×使用面積×算定率)で算定するよう石巻市立病院行政財産目的外使用料規則(以下「市立病院規則」という。)により定められている。しかしながら、その後、市算定方法は3年ごとに算定方法(算定率)の見直しが行なわれているにもかかわらず、市立病院規則は改正が行なわれていないため、現在では市算定方法とは異なったものとなっている。</p> <p>よって、ガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る目的外使用料の算定方法が、市算定方法と整合するよう規定の見直しを図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>石巻市(石病総)指令第5号</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>13,214円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>12,705円</td> </tr> <tr> <td>過大徴収額</td> <td>509円</td> </tr> </table>	誤徴収額	13,214円	正徴収額	12,705円	過大徴収額	509円
誤徴収額	13,214円							
正徴収額	12,705円							
過大徴収額	509円							
牡鹿病院事務部 門	行政財産目的 外使用料	<p>牡鹿病院における売店等に係る行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定</p>						

対象部等	不適正事項	
	項目	内容
		<p>されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>石巻市(石牡鹿病)指令第1号</p> <p>誤徴収額 138,538円</p> <p>正徴収額 157,734円</p> <p>過少徴収額 19,196円</p> <p>石巻市(石牡鹿病)指令第2号</p> <p>誤徴収額 14,905円</p> <p>正徴収額 16,971円</p> <p>過少徴収額 2,066円</p> <p>石巻市(石牡鹿病)指令第3号</p> <p>誤徴収額 14,503円</p> <p>正徴収額 16,512円</p> <p>過少徴収額 2,009円</p> <p>石巻市(石牡鹿病)指令第4号</p> <p>誤徴収額 3,088円</p> <p>正徴収額 3,515円</p> <p>過少徴収額 427円</p>

監査結果報告に添える意見

意見の内容

○ 行政財産目的外使用料規則の整備について

行政財産を目的外使用させる場合に徴収する使用料の算定において、石巻市立病院と雄勝病院は石巻市立病院行政財産目的外使用料規則により算定しているが、牡鹿病院は石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準により算定しており、病院事業の中で異なる方法で算定されていた。

これは、地方公営企業法第33条第3項の規定により、地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定めるとされているにもかかわらず、一部において規程が未整備であることによるものである。

よって、病院事業に共通した規程の整備が望まれるところであるが、各病院の地域性や利用状況等が異なっている現状であるので、利用者への利便性が低下することのないよう配慮した上で、各病院に適した規程の整備について検討されたい。